

相模原市観光協会×
町田市観光コンベンション協会 主催

相模原市の
皆さんへ

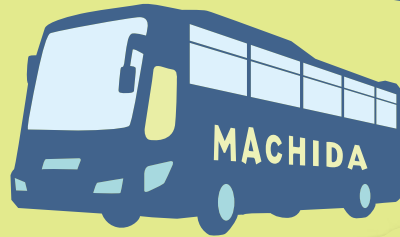
ぼたんのお土産プレゼント!

案内
ガイド付

意外と知らないお隣の

町田

スペシャル



バスツアー

旧白洲邸
武相荘



関東
最大級

ぼたん園と
ふるさと農具館

昭和薬科大学
薬用植物園



案内
ガイド付

2023年4月25日(火)

雨天
決行

集合 8時45分 JR 橋本駅南口エスカレーター下
(マクドナルド前)



華月牡丹饅頭
付き!

昼食は町田産野菜を使用した
美味しい里山弁当です。

当日
の流れ

出発 9時

武相荘

ぼたん園内散策と昼食

昭和薬科大学
薬用植物園見学



ぽっぽ町田
お買物



橋本駅付近
17時解散予定

参加費 8,500円(税込)

バス・ガイド・お食事代・保険代を含む。

※取消料:裏面をご確認ください。

1名参加
歓迎!



定員 20名(先着順)

最少催行人数10名

申込方法

町田市観光コンベンション協会ホームページ
「町田市観光ガイド」内「まちだふらっと」から
お申込みください。

Webでのお申込が難しい場合は、下記へお問い合わせください。

町田ツーリストギャラリー TEL 042-850-9311



主催:
一般社団法人町田市観光コンベンション協会

〒194-0013
東京都町田市原町田4-10-20ぽっぽ町田B1F



お申し込みのご案内

(ご旅行条件書となります。事前にご確認の上、お申し込み下さい)

この旅行は町田市観光コンベンション協会（以下「当協会」といいます）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結されることになります。

募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コースごとに掲載されている条件のほか、下記条件、確定書面（最終日程表）及び当協会「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立

旅行のお申し込みは、所定の事項を記入していただき当協会が予約を承諾した時に旅行契約は成立します。電話による申込みの場合は当協会が予約を承諾した時に旅行規約は成立します。

2. 旅行代金について

旅行代金は旅行出発当日の開始前にお支払いいただきます。子ども代金は小学校在学のお子様に応用します。

3. 確定日程表

確定した運輸機関名及び食事がある場合はその食事場所、また集合場所を記した確定日程表を旅行の開始前日までに交付します。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に記載されている運輸機関の運賃、食事がある場合は食事代、観光における入場料及び諸税が含まれています。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれていません。例として飲み物、個人的諸費用など。

6. 旅行契約内容及び旅行代金の変更

当協会は天変地変・戦乱・運輸機関における争議行為・官公署の命令・その他当協会が管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

7. お客様による旅行契約の解除（取消料）

取消日	取消料
旅行開始前日から起算して10日目以降	旅行代金の20%
旅行開始日7日目以降	旅行代金の30%
前日の解除	旅行代金の40%
当日の解除（旅行開始前まで）	旅行代金の50%
当日の解除（旅行開始後）、又は無連絡の不参加	旅行代金の100%

●旅行申込みの際の個人情報について

当協会は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、今後の旅行のご案内に利用させていただくことがあります。その他の利用はございません。

8. 当社の責任及び免責

当協会はお客様に損害を与えた時は損害を賠償します。お荷物に関する賠償限度額は1人10万円。但し、次の場合は責任を負いません。天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延・不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行中止・官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故・食中毒・盗難等。

9. お客様の責任

当協会はおお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当協会が損害を被った時はお客様から損害賠償を申し受けます。お客様は当協会から提供される情報を活用し、契約書面（旅行条件書）に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は旅行開始後に契約書面に記載されたサービスについて記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当協会にその旨を申し出なければなりません。

10. 特別補償

当協会は責任の有無にかかわらずお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について特別補償規定により以下の補償金または見舞金を支払います。旅行業約款特別補償規定により死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）を支払います。

11. 最少催行人員

パンフレットに記載された最少催行人員に満たない場合は旅行の実施を取り止める場合があります。この場合は日帰り旅行においては旅行開始日の4日前までに通知します。

12. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する金額の変更補償を支払います。但し、一旅行契約についての変更補償料金の額が1,000円未満の場合は、変更補償は支払いません。

13. 旅行条件の基準日

ご旅行条件・ご旅行代金は令和4年4月1日を基準としております。但し、公示されている運輸機関の運賃機関の運賃改定等があった場合、旅行代金に変更になることがあります。

14. この条件書に記載のない事項は当協会旅行約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

町田ツーリストギャラリー

<http://www.machida-guide.or.jp>

総合旅行業務取扱管理者：渋谷 真里子

(企画旅行・実施) 一般社団法人 町田市観光コンベンション協会 東京都知事登録旅行業第3-6207)

〒194-0013 東京都町田市原町田4-10-20 ぽっぽ町田B1F

TEL 042-850-9311 FAX 042-850-9312 営業時間 10:00~19:00 年中無休 (但し年末年始を除く)